

## 第3回仙台市選挙事務不適正処理再発防止委員会議事録

### {平成27年3月9日(月)開催分}

事務局 : 定刻となりましたので、ただいまから第3回仙台市選挙事務不適正処理再発防止委員会を開会いたします。それでは河村委員長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

委員長 : はい、お願いいたします。それでは議事1のほうから、投開票事務における改善方策についての①庶務係集計事務の課題と改善方策(青葉区開票所の不適正な集計に関して)、これについて、事務局からのご説明をお願いいたします。

#### (1) 投開票事務における改善方策について

##### ①庶務係集計事務の課題と改善方策(青葉区開票所の不適正な集計に関して)

事務局 : 資料「①庶務係集計事務の課題と改善方策」により説明

委員長 : はい、それでは只今の資料説明について、ご質問があるようでしたらよろしくお願いします。

吉田委員 : 概ね改善方策としてはこれでいいんだろうと思うのですが、5番目の持ち帰り票が多くなった場合、開票所での集計結果のほかに確定投票者数を再度確認するというこの意味が良くわからないんですが、今回の場合で持ち帰り票が随分出たということで、処理されてるんですが、持ち帰り票が多くなった場合に具体的に確定投票者数をどうやって再度確認するということですか。

事務局 : 持ち帰り票が多くなった場合というのは、言ってみれば、要するに投票者数と投票総数が食い違いがかなり出たということでございます。開票所で開けられた票の数というのは、どこかに集計漏れがない限り、隠れてた票が無い限り正しいものなんですけれども、逆に今回の場合は、投票録の投票者数の集計を誤りがないというふうに信じ込んでしまった。そちらの方のルートの確認を怠ったということで、確定投票者数のほうの計算についてもきちんと、システムで入力してるから誤りがないと思わずに、こちらのほうをもう一度確認する必要があるという趣旨でございます。

吉田委員 : ダブルチェックはするけども、もう一度こういう場合には再度チェックするということですか。

事務局 : そうです。

吉田委員 : それから、その下の前回の選挙の結果と比べるということを書いているんです

が、これは意味がありますか。つまり選挙ごとに投票者も全部違うわけですが、比べるどういう意味があるのでしょうか。

事務局 : おっしゃる通り選挙ごとに例えば投票率も違いますし、なかなか比べることにどのくらいの意味があるのかということも確かではございますが、しかし、今回の例をみますと小選挙区と比例代表の間に青葉区のみ約千票の違いがあったと、こういうのは過去の例においてもこれほど違うということはないのでございます。その辺のところを青葉区がきちんと理解してれば、まあ、今回の場合は、理解しててもあえて職員がそれをチェックしようとしなかったということはあるかもしれませんが、私ども市選管のほうでも、この辺気を付けていれば、ちょっと今回の結果はおかしいよと、言うことができたのではないかなというふうに思っております。

吉田委員 : 要するに小選挙区と比例代表のほうの票数の差が、ほかの選挙と比べて多いとか、或いは白票が多いとか、持ち帰り票が多いとか、その辺のチェックという意味ですか。

事務局 : そうということです。

吉田委員 : わかりました。

小島委員 : 今回千票という多さですけど、基本は何度も言われることですけど、ダブルカウントを疑うというのは鉄則になるので、その投票の集計というものを、もう一回チェックするというのは大原則かなと、そういう感じがいたしますけれどね、ですから、今回多かったケースで、きちんと組織的な対応をして判断をする人がいれば、ちゃんとチェックしなさいと、そうすれば時間かかってもこういう問題は起きなかったんじゃないかなと思うんですね。だからその対応がやっぱり下任せということで、安易に課長さんも了承してしまったし、事務局長さんもそれをとりあえず是としたようなご説明に至ったというのは、やっぱりどうかなという感じがいたしますけれども、まず組織的にきちっと対応していない、で、判断する人、おかしいよ、じゃ、これ、こういうふうにチェックしなさい、チェックすべきだっていう、組織対応をやっぱり作んなきゃいけないかなと思いますけども、そこをこれから、まあ、いままでもおやりになってたと思いますけども、今後、やっぱり、きちっとルール化していくというのは、仙台市さんの大きな課題じゃないかなという感じがいたします。

事務局 : 今回は選挙係長が全体を統括して、それを管理する能力がありまして、選挙課長或いは事務局長が、その辺十分全体を見回せるだけのノウハウを持ち合わせ

てなかったと、従って、中心となる選挙係長がギブアップしたときに適切なアドバイスというんでしょうか、こうやってもう一度やり直さないとか、それができなかったと。今、小島委員のおっしゃるように組織的な対応が出来ずに、一部の職員にのみ選挙の運営を頼っていたと、いうところが問題を大きく広げてしまった原因だというふうに思っております。

小島委員：指定都市の二重構造という観点からもそうなんですけれども、私もずっと事務局長なんかもやって、各区の選管の事務局長さんと対話したこともあるんですけども、やっぱり事務局長という立場になった以上、全体を見渡すだけのひとつの能力、ノウハウというものをきちっと持たないといけないんじゃないかと、どうもこう自分は素人だから来たばっかだからわからないと、そういうこう本質的な根底にあって、それでまあ、お任せ的な動きになってしまうというのが、私のところもそういうのが一部垣間見られたこともございますけれども、これ、どこの指定都市もある意味では抱えてると思いますし、それでやはり併任というかですね充て職になってますんで、やっぱりこう、普段から選挙実務について慣れ親しむという実態にはないわけで、選挙時になると専門職化した係長さんに全てお任せして、逆に上司がそれにお伺いを立てて動くというような実態があるところもあるんじゃないかなと思うんですよね、そういうのをやっぱりもっと改善していかなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。組織ですから。そんな感じがいたしますけど、これ色々見させていただくと開票管理者、開票立会人。開票管理者というのは最高責任者で最終的な判断をする立場ですよ、そんなことはもう教科書に書いてある通りなので、私が言わなくてもみなさん解ってるわけなんですけれども、それからもうひとつは開票立会人、公益代表とともに利益代表、で、立会人と管理者がある意味では開票運営で意思決定をしていくという要素がありますので、どうもそここのところがすっ飛んじゃって、事務方の下の部分だけで何か事やって、管理者、立会人はただ単にハンコを押してくれりゃいいんだという、そういう形骸化したものになってきているような感じがするんですよね、ま、全てそういうところばかりじゃないと思いますけど、そういうところもある程度見ていかなきゃいけないのかなという感じがいたしております、反省も含めて、これまでの自分の実務経験も踏まえての話なんですけど、そんな感じがいたします。

吉田委員：二重集計を防ぐために、集計システムの改善とかダブルチェックとかするという事で、それはそれでいいんですが、今回のように千票も合わないというこ

とになると、多分集計ミスだろうという想像がつくわけですよ、そういう想像がついた場合に、実際どこの集計でミスしたのかということ調べるという手順はどういうふうになるんですか。これがある程度わからないと対応が難しくなりますよね。

事務局 : トラブルに対するマニュアルというのを整備していきたいと思うんですけども、千票も違うとなると、本来我々も即座にそちらのほう疑うべきなんでしょうけれども、そういうのを出来なかったことを踏まえて、色々と検証しながらマニュアルを整備していきたいと・・・。

吉田委員 : 言いたいことは、こういう大きい票差が出てくるという場合は、他にもあり得るんだけど、多分二重集計だろうという推定がつくわけですよ、そうするとその集計のミスを今度直さなきゃいけない、誰が何処で集計ミスしたのかということ、割合と短時間に判明させるような、わかるような仕組みを考えていかないと、こういうチェックをしても、なお且つ、間違えるということは皆無ではありませんから、その辺も考えた方がいいと思います。

委員長 : いかがでしょうか。

事務局 : そうなりますと、担当した者とは違う者が、再度投票録を入力した画面と突き合わせてチェックするとか、そういう違う者の目で、もう一度見るというのが必要になると思います。あと、加えて5番のところで言いますと、多くなった場合にチェックするとなってますけれども、現場で実務になった場合、どのぐらいの票差が多くなった場合で、どういうところまでのチェックをするのかというのを決めておかないと、開票管理者の方が判断に困る事態も起こりかねないということで、この部分5番の部分はもう少し、どのぐらいの票差であったらこういうところまでチェックするんです、それでも合わなかったら最終的には各投票所から上がってきた残投票用紙の数を数えて、そこから間違っていないかというのを確認する必要があるんですと、そこまでの手順をきちんと決めておかないと、開票管理者が混乱するということになると思います。

小島委員 : 間違ったときどうするというのは当然大事なんですけれども、投票の集計の段階から間違えないで積み上げるという、そこなんですよね、間違ったときは、そういう吉田先生おっしゃったようなことを当然やらなきゃいけないけど、まず正確に間違えず積み上げてくという作業いけないんでそこをちょっと考えていかなきゃいけないのかなと思うんですよね、ミスした時の話も当然大事なんですけど、両輪かなという感じがいたしますけどね。

吉田委員：両方ですね。

委員長：そこをバラバラに考えてしまうと、それで、有機的に結び付けないといけないので、それがかみ合った様な形で準備をして欲しいと、マニュアル作るにしろ何にしろということです。

小島委員：ですからやっぱり数字が合わない要因ミスっていうものの過去の事例でどういものがあつたのかということ、いろんな全国でそういうケースあつたでしょうからそういうものを拾ってそしてその中でこれかなという当たりを付けるというそういう感覚というか、そういうものを持つて人間を作んなきゃいけないかなっていうことと、それからやっぱりやっける本人たちは熱くなつてますから開票で、ああいう雰囲気ですから私もよく解ります、ものすごい雰囲気ですから、普通の人の感覚じゃなかなか味わえない感覚、その中で客観的に情報というかミス状況を聞いて、じゃこれはこうしたほうがいいんじゃないのと言えるそういう立場の人がやっぱり居た方がいいし、それはある意味開票所にいなくてもいいんですけど、市選管というものがやっぱりそれを担うべき立場になるのかなと、ですから、実務は区だから区だつていうだけじゃなくて、市選管がやっぱりそういうの統括している立場ですから市選管としてそういう判断力というか、というものを担つて、これはこうしたほうがいいよこうしてみてという、当然おやりになつてるとは思いますけどそういうことだと思つてます。ですから、そういういろんなミスが起きた時はとにかく早く情報を上げる、少しでもおかしいと思つたら、そういう体制の中でやっけないとこじれにこじれて数字こうなちやつてからではどうにもなりませんから、そういう体制を作つたほうが、作るべきかなと思つてます。

委員長：先程も出ましたけれども、開票管理者も勇気を持ってミスがあつたらミスのようなので、確定しているわけではないですけど、やっぱり見直すのに時間かかりますときちんと言えりような形にしておかないと、やっぱり開票管理者の方がうにやうにやとしてる間に逆に今度は集計が遅い遅いという形でますますプレッシャーがかかってくると思つるので、やっぱりそのきちんと断るといふ、見直しをしますというきちんと発信するということもやはり加えていただけると。そこが熱くなつてり人たちに対して余裕を作る方策かと思つてますのでそれをお願いします。

## ②投票事務の課題と改善方策（投票者数のより正確な把握の観点から）

事務局 : 資料「②投票事務の課題と改善方策」により説明

委員長 : はい、ありがとうございました。それではご意見のほうございましたらお願いします。

小島委員 : 名簿対照ってシステムをお使いになってるんですけど。

事務局 : いえ、紙で。

小島委員 : アナログ方式でということ。名簿対照は入場券持ってきて受付でページ番号と氏名を見てですね、チェックをして欄ずれ等がないように投票用紙交付済みのチェックというのを何か入場券と割り印かなんかでやるということですね、ま、それをやれば表示と割り印あるわけですからそれを見落とすということは基本的には相当の注意力を怠ってれば別ですけどないのかなという感じがしますが、あとこの交付係のところではいまおっしゃってた棄権した投票用紙、棄権したものの数の把握というのがあるんですけど、それは実際例えば最初から貰わない時は別に交付済にならないわけですからいいんですけど、交付した後でやっぱりいらんと言っって持ってきた時に、その実際の投票用紙、返してきた投票用紙はどのように整理してますか、投票所で。これあれですよ、僕らもさんざん昔担当の時にどうしようかってやったんですけど、棄権した投票用紙整理箱というのを作って、男女の仕切りを付けたそういう箱を用意したんですよ、そこに男女別に入れてそして最終的にそれを投票者数から差引くという措置をするとかですね、それでやるということ、そういうふうに戻して貰った投票用紙をきちっと整理しておかないと数字的な把握とかが出来ないのかなと思う。それも結果的には残票になりますから、そうすると、ここにありますが、残票と投票者数が合わないっていうか入場券と残票が合わない時にどうするかということになりますよね、残票というのは残ってるその使った分は投票箱に入ってるという可能性が当然あるし、棄権したものは返して貰ってますから入ってませんので、その調整をきちっとしなければいけないということになると、最終的に残票で投票者数を合わせざるを得ないのかなという、合わせるんだけど、じゃ、男女別がなかなかこう出来ませんねと言ったときに、それは多少技術的な工夫でですね、今までの既にある数字との按分のなかで計算してやるとかですね、それはまあ、ある程度若干やむを得ないのかなという感じがしますが、そういうふうにするのかなという感じがするんですけど、いずれにしてもこの残票の扱いとそれから返還されたものの数字を誤ると、持ち帰りだとかそれから投票者数よりも投票数が多くなっちゃうとかそういう部

分に反映してくると感じるが、投票区ごとに一票でもあればまた大きく影響してくるわけですね、そういうところに注意かなという感じがいたしますけど。

委員長 : いかがでしょうか。

事務局 : 特にやはり残票ですね、一票選挙の場合にはあまり問題にはならないんですけども、前回の衆議院選のように国審もあわせると三票にもなる、こういうときには特に棄権者数の把握が難しくなって、開票所に行くと一投票所先程もお話にありましたけど、一票の違いがあっても青葉区では55投票所ありますからそれだけでも相当数の投票者数と投票数の違いが出てくることになります。やはり、投票所での今おっしゃった残投票用紙のきちんとした処理が大事なんだろうというふうに思っています。

**吉田委員** : 結局、残票と不一致だった場合にですね、原因が投票所である程度推定できる場合とできない場合とあるんだろうと思うんですが、こういう原因で多分できたということであればそのまま報告してもいいと思うし、原因はちょっと不明という場合には、そのまま区選管に報告してもらって、そこで処理するしかないでしょうね。合わないのは合わないとして。何十票も合わないというのはちょっと困るけど、それは大きい問題ですけど。1票とかそういう場合は、どっかで間違ったということなんでしょうから、それはそのまま報告するしかないと思うんですけどね。

**委員長** : よろしいですか。私の方から、名簿対照係、今二重投票を防止するため、入場券と選挙人名簿の対象を確実に行うということですけど、よく、私もそうですけど、忘れてくるということが、思った時に、忘れてくる人がどれくらいいるのかっていうことをちゃんと把握しているのかなというのが、個人的には必要かなって思ったりもするんですが、どうでしょうか。どうやってるんですか。入場券を忘れる事例がどれくらいあるのか。多分、それがどれくらいあるのか、データですけど、取れるなら取っておいた方が、ミスも起こしにくいだろうし、逆になんか数字で残しておけば、後でまた、こうこうこういうことがありましたって参考にはなると思うので、やはり少しは気付きになるようなものは、できれば残せるような形にしておいた方がいいと思いますし。今小島委員と一緒に総務省の方でやっていて、マイナンバーとかが入ってくるって話になった時には、やっぱり、今以上に難しい処理とかが出てくる可能性もあると思うので、そういうところまでちょっと配慮した方がいいのかな

というふうに思います。

**小島委員**：ちょっとよろしいですか。例えば入場券持ってこなかった場合は、その場で何かカードみたいの出して、それを入場券の代わりにして割り印をすとか、何かやっているのか、それとも、持ってこなかったら持ってこなかったで、単純に割り印は出来ませんので、単に発行済みって表示をするのか、実務的にはどんな感じでしょうか。

**事務局**：再発行用入場券を準備してございます。庶務係の方でお名前、ご住所と生年月日を書いていただいて、再発行用の抄本がございますので、それを確認して、再発行する形をとっております。先ほどの再発行の数ですけれども、各区の方に聞いたんですけれども、そこまでは、把握していないということでした。

**委員長**：たぶん、意匠は市と区で分かれていないようなところであれば、そこまで必要ないのかもしれませんが、やっぱりあると、特定の区だけがやたら再発行が多いとなると、色々トラブルの原因になりやすいと思うので、そのルールも何らかの形で残すような形でやってもらいたいと思います。次のためにいいのかなと思います。

**小島委員**：なぜそんなことを聞いたかというのですね、入場券に割り印してるって聞きましたので、それで投票者数の検証をしてるって前提ですよ。そうすると、持ってこなかったですけど、それは投票者数が検証されなくなり、合わなくなるので、再発行していると。でやっぱり、その数と残票との関係を加味して投票者数と比較していけばいい。あとは二重集計を防止する、そういうことですよ、指定投票区で。それによって数字の把握をきちんとできるのかなと思いますけれど。そう言ってもね、中々合わなくてというのは…。後は持ち帰り禁止の表示を掲示するってやり方なんですけれど、高松市さんの方でも、今回の統一地方選挙みたいな答申の中でも、当然それを入れてあると。中々有権者への啓発というのはですね、周知というのは、中々、持ち帰っちゃいけないよ、というそういうこと自体がなされてないと思います、恐らく。やっぱ有権者への皆さんにもそれは持って帰れないですよってことを、きちっとお知らせする。で何か自分の記念にしちゃうとかですね、そういうのが中にいるんでしょうし。持ち帰ったことによってたらい回し投票に使われたり、二重投票に使われたり、そういう要素が出て来るってことです。やっぱり選管としても、持ち帰りは出来ない、持ち帰りさせないってことがですね、大事なかなと。ちょっと話飛



びますけど、それと関連して、不在者投票、他市町村に行った人に送りますよね、投票用紙。投票が終わっても中々帰ってこない、やんなかった、行ったきりになっている。行ったきりになっている投票用紙は、下手すると悪用される可能性があるじゃないですか。還流しても。その辺のチェックってのもしなければいけないのかなと。相当大変だと思います、数的には。全国あっちこっちに行ってる人もおりますから。指定病院等については比較的信用していいのかなあという感じはしますけれど。個人的に請求した投票用紙、これを投票日になっても、例えば川崎から仙台市の青葉区に滞在している、青葉区の方で投票してないと、その後どこ行ったか分かんないとなると、それは公選法施行令の規定から言うと、最終的に返してもらわなければならないことになっているので、そのきちっとした投票用紙の管理、追求というものをして行かなければと思います。ちょっと話が飛躍した方に行きましたけれど、関連して。

**委員長**：それでは次にいきたいと思います。続きましては議事の(2)になりますね。再発防止策の検討の1.のチェック方法の改善について、事務局からご説明をお願いいたします。

**事務局長**：「再発防止策に係る検討資料」「1. チェック方法の改善」を資料に基づいて説明する。

**委員長**：はい、ありがとうございます。それでは、如何でしょうか。

**吉田委員**：1番の提案内容の方ですけれど、衆院選及び参院選では確定投票者数を時間を全て一緒に報告することで投票者数の違いを把握することができると思われる、この意味がよく分からないんですけれど、どういうことですか。

**事務局**：確定投票者数の発表ですけれども、開票作業に合わせて、まず、小選挙区について投票者数を発表します。その後、順次作業が進んでいった後に、今度は比例の方の投票者数を発表します。とにかく時間にずれがあります。今回、青葉区の場合にも1000票の違いがあった場合にも、同時に発表するようことにすれば、これはちょっとという、気付きが出来るのではないかと、そういうふうに思います。

**吉田委員**：例えば、衆参同時選挙の場合とかを想定してるわけですね。

**事務局**：そうです。

**吉田委員**：一緒に発表することにすれば、仮に違ってた場合に、発表前にその違いの原因が照合できると。分かりました。

**委員長**：如何でしょうか。

**吉田委員**：それから、この残投票用紙の問題ですが、提案内容では、残票ですね。これ投票所で封して、開票所に送致して、後で開封して確認できるようにするって書いてあるんですが、現在はどうなっていますか。どういう状態だったんですか。

**事務局**：現状は投票所の方で封印をしてしまいますので、それ以降の開封は出来ない状態になっています。

**吉田委員**：投票所において封印してしまって、仮に投票所で間違っても、対応が出来ない。それを対応できるようにする。それからその下も同じですが、投票録を受付するときに残票も確認すると。つまり投票録に記載されている残票の数と、現実にある残票の数を確認すると、そういう意味ですか。これは。

**事務局**：はい。ここに書いてあるのはそういう意味です。箱の中に入れて、箱に何票残ってるって表示させるものですから、その数字は見比べられますが、実際中に入っている票とは確認しておりませんので。

**吉田委員**：中の票もちゃんと確認しましょうっていうんですね。

**事務局**：はい。できればそのようにすると間違いは少なくなると思います。

**小島委員**：やはり残票というのはひとつのポイントですよ。使った残りですから。使った部分が投票者、投票箱に入っているってことですから。それをどうやってきちっと確認するですけども、今のところ投票所でもきちっと数えてるでしょう。それで投票者数と、都市によって名前は違うかもしれないですけど、投票用紙使用調書みたいなのがきちっと書いてあるので。それと投票所入場券の回収したものと突き合わせて一致しているってことも、投票所でも確認したうえで、それで投票録をきちっと書いている。わざわざ、実際、入場券の枚数をきちんと数えてるかってことなんですけど、入場券、恐らく第1回目の速報がありますよね。その時は、ずっと、1時間ごとにやってるかどうかって、僕のところは1時間ごとにずっとやって、19時30分が最終速報で、後は確定まで出ない訳ですけど。その時の中間の数字っていうのは、投票用紙引換所ってのもでずっとやってたんですけど。こちらの場合ですと入場券をある程度時間ごとに整理しておいて、それで数字を把握して、速報って形でやるわけですよ。そうするとそれを出すための補助表ってのがないじゃないですか。投票者数調べとか時間ごとの。そういうのできちんと積み上げていくことですよ。それと、だから最後は、入場券、投票用紙、ちゃんと合っているかどうかって、大きな要素になるかなって思うんで。だからやっぱり、投票用紙のチェックっていうのは最後に取り入れるでしょうね。ということは、あと気を付けなければ

いけないことは、区選管から各投票所に投票用紙を配布するときに、間違った数字で把握しちゃっていると、それでまた狂っちゃいますから、ですから投票用紙の管理が、まあ、かなり、きちっと行き届いた形で、やるということかなと思います。投票用紙はあれですか。交付機か何か使ってる。手作業で、一枚一枚投票用紙、僕のところもそうでしたから。そうするとやっぱり、投票用紙、ユポ紙ですから、ちゃんと捌かないとくっついてたりしますから。たまにやっぱり二枚あったよなんてね、返してくる人もいるわけですよ。そういうこともあるので、十分に投票用紙を捌いてやしないと、現場が作業ですけど。それできちんとメクールかなんか使って、一枚一枚丁寧にこう確認してやると。そうしないと返してくれなかったら分からないですからね。そういうこう何というんですかね、最前線のきめ細かい作業。僕もそういう機械を使わない作業をやってきましたので、とにかくきめ細かい作業をやっていただく、そういうことに尽きますよね、最後はね。そうしないと残票だって二重に渡したら、数字合わないですから、それで合わせるしかないという感じはしますけれどね。

委員長 : 7番目、改善項目の7番ですが、「各段階において作業のチェックを専門に行う職員を置き」というところなんですけれども、人員がついてくれればいいんですけれども、どういうふうな対策を取るかっていうところは具体的にはどうなんでしょうか、区で一人増やすのかそれとも市から出てもらうのか、その辺りは少しどのようにお考えなのかちょっと聞きたいんですけども、いかがでしょうか。

事務局 : これはたしかに人員増を伴う改善案でして、こういう余裕のある人員の中で専門的にチェックをする人間があれば尚いいというのはこれはそのとおりのかなと思いますけれども、この提案がそのまま実現できるかどうかは全体的な中で検討していきたいと思いますが、ただ、チェックの強化は、人員増はどうかは別にしてチェックの強化は必要だろうというふうに思います。

## 2. 組織・権限及び取扱い基準の明確化

事務局 : 資料「再発防止策に係る検討資料」により説明

委員長 : はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

小島委員 : 市と区の関係、私も長年それをやってきたわけですけど、とにかく、市選管の担当者と区選管のそれぞれ、例えばですね選挙人名簿の担当者同士、そういう会議って多分やられていると思うんですよ、そういうものをこうかなりやる、

そして期日前投票は期日前投票の担当者、投票事務の担当者、それから公営関係の担当者、そういう、その頻繁に担当者同士のやっぱり意思疎通というものを十分やっとかないといけないと思うんですね、結局実務の世界ですから担当者同士の話になりますんで、担当者に区選管で何か問題が起きた時に担当者に直ぐ通報があつて、担当者が自分ですぐその場で答えられるものはちゃんと対応するけれども、そうじゃない限りは係長、課長、局長まで相談して区でこういう問題が起きてるけれどもこれはこういうふうに回答していいですかというようなことをやると、ですからやっぱり、市と区のなんていうんですかね、まあ、十分な信頼関係が出来上がっていると思いますけど、そういうものがひとつないとなかなかこう市のほうにこうあまり上がって来ないとかですね、ですから担当者同士がまず意思疎通をきちっとしないとダメかなとちょっと感じしますね、担当者同士でこう直ぐ連絡とって何かやる、まあ、この市の相談体制の整備って、そういう部分があると思いますよ、ですから、単に組織があつて、だからってこう動くもんじゃないくて、人間関係っていうまではいきませんが、お互いの信頼関係が出来上がってて、その市選管の担当者の力量がこういうことなんだっていうことが区の方で解かってて、これは何でも市の選管に相談してそれでやろうと、で、市の選管もそれにきちっと応えて的確に答えを出さなきゃいけない、そういう関係を、まあ、十分醸成されてると思いますけども、やっていくということが大きなポイントかなという感じがしますが、だから、これは区の仕事だからこれは市の仕事だからといっても結局政令指定都市もいわゆる市ですから市としての纏まりの中で仕事しないといけないんで、そこだと思いますね、そこをどういうふうにされてるかしていくかということがまず4番目の話になっちゃいましたけど。それから3番目はこれ合わない時にどうするかというのはこれはやっぱりある程度擬制していかなくちゃいけない見なしっていうかですね、そういうことになるのかなと思うんですね、ですから、合わせざるを得ない、残った票に数字を合わせざるを得ないというふうにするのか、そうじゃなくてあくまでも入場券の数字を優先させるのかというのは、そこの市のいろんな今までの経験の中で最終的に判断して行かざるを得ないのかなと思います。ですから、ただ、その判断によって、開けてみたら全然違う答え出ちゃうということもありますので、そこはほんとにきちっとやらなくちゃいけない、ですからいま入場券もそうなんだろうけども持ってこない人もいて、それでちゃんとやったかどうかということもあるんですけども、だから、

入場券と合わない投票用紙と合わないといったときにやっぱり残った投票用紙に合わせざるを得ないのかなとそんな感じがしますけどねこれはね、残投票用紙っていうのは。で、あと男女別の数字どういうふうにこう振り分けるかっていうのはさっき言ったように多少技術的にこう振り分けざるを得ないのかなとちょっとそういう感じがしてます、男女別の数字って本質的なものじゃありませんからはっきり言って、あくまでも、男女別の数字廃止してくれっていう法改正要望出てくるくらいですから、そういう意味で言うと男女別の把握というのはそんな本質的な問題じゃないと思うんで、全体の数字が本質的な問題ですから、それをきちっとどうするか、若干男女の振り分けに技術的な問題で片づけたとしてもやむを得ないのかなという感じがいたしますけどね。

吉田委員：1番と2番のところに投票者数と投票数の不一致の場合のことが書いてありますが、これは投票録に記載されている投票者数と実際に投票箱を開けて出てきた投票数が不一致の場合という意味でいいんですね、まず理解は。

事務局：はい、そうです。

吉田委員：これが不一致の場合に、2番のほうでマニュアルを作っておくと、それから3番のほうでその対応策について開票管理者に承認を貰うということが書いてあるわけですが、例えばこれが大きい不一致の場合は、例えば投票録に集計ミスとか記載ミスとかがないかどうか再確認を例えば再点検をすると、その場合に開票立会人などにこういう経過があるから今から再点検をしますということの承認を貰うというふうな理解とかでいいんですかね。

事務局：そのとおりです。

吉田委員：そうするとマニュアルとして大きい票数の違いが出てきちゃったような場合は、これは放置できませんから再点検とかそういうことをすると、或いはそうではなくて一票二票ぐらいの差で結果にはもちろん影響しないし、どこにミスが不一致があるか解からないという場合に、当然、実際に出てきた投票数を優先するのは当たり前なことなので、その投票数に合わせて例えば処理をすとか、そういう一応マニュアルをちゃんと作っておいて、そのマニュアルのどれを選択したかについて立会人にその場で承認を貰うとそういうシステムになるわけですね、そこをどの程度細かくきちっと書けるかっていう問題だと思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

事務局：はい。

委員長：開票管理者、立会人等に随時経過報告を行う時に、どういう決定がなされたの

かという話があったのかなかったのかといったものが、オープンにする必要はないと思うんですけどやっぱりある程度記録として残していくっていうんですかね、我々からするとあとで検証したいっていったときに、じゃどういうプロセスだったのかといった時にやっぱり資料が残ってませんっていうこともまずいと思いますし、今回もそうですけれども記録を残さないので一応通して貰ったみたいな形に、信用しますからっていうことがやっぱり運用の温床になる可能性があるのではやはりそのプロセスというのは残しておくという形になれば、立会人の人達の意識も多少変わってくるのかな、だから今回のミスというの、もちろんミスをした人達も問題なんですけれども今まで信頼関係があまりにも構築され過ぎていてそのこのところの記録をきちんと残しておかなかったことに困るところもあると思うんで、同じように立会人の方々に対してもやっぱりそういう形で記録を取りますよってことを残して行ってもらえると、そうすると安易にいいですよ任せますということがなくなると思うので、それもやっぱりチェックに繋がるかなと思います。少し検討していただければと思います。

吉田委員：書面化しといたらいいんですよね。投票者数と投票数が不一致という場合、イレギュラーなものを想定するというのは良くないんですけどほんとは、それはただあり得ることなので、不一致の場合の処理用紙みたいなものを作ってですね、何票これが不一致でしたと、ここの対応についてはこうしましたと、それについて立会人は了解しましたというような一枚のペーパーかなんか作っておいて、こういう緊急の場合はそれを使うと、で処理をすると、そうすれば記録として残りますし、記録として残るということは同時に処理が明確に処理していかなきゃいけないのできちっとした処理になるでしょうし、対応する用紙を作っておけばいいと思いますけどね。

委員長：やはり検証するっていった時に、今回もそうですけど、信頼関係が構築されますってこれある意味いいことなんですけど、ある意味そのミスを防止出来ないっていうようになってしまいうんで、やっぱり民主主義の最後の砦なのできちんとそういうところをやっていただきたいと思います。

### 3. 説明会・研修の改善

事務局：資料「再発防止策に係る検討資料」により説明

委員長：はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

小島委員：職員の意識改革という部分ですけれども、9ページの10番の職員の意識改革

ということと、それから7番の新任職員の方の研修の時に選挙事務の位置付けについてお話するという事は、かなりリンクしているんじゃないかなと思います。私の出身の所でもですね、やっぱり昔は新任職員に選挙の話をするコマすらなかったんですけど、これはきちんと言わないといけないだろうと、研修所に要請してですね、1時間程度の枠を入れてもらって、もちろん、選挙というのは幅広いですから、いろんなことを話しした中で、最終的には選挙事務については、どの部署に居ようと皆様方におやりいただく仕事なので、その辺の認識を持っていただきたいということで、最初の段階できちんと話しをするということと、それから何度も申し上げたかどうかは分かりませんが、例えば職員の投票事務にしても、開票事務にしても、他の事務にしてもですね、希望を募るとかですね、そういうやり方だとちょっと弱い、頼まれ仕事になっちゃいますから。やっぱり、各局の構成人員に従った人員配置をしていただくと。もちろん、指定都市は区役所主義ですが、区役所で当然足りないんですよ、全体的に足りないんですよ。足りない部分については、各局の構成人員を割り振りながら、人を当てはめていくということをきちんとルール化したほうがいいんじゃないかと思うんですけれどね。かつて、川崎では人事課でやっていたんですよ。でも、人事課でやることはどうだろうという部分もあって、今は人事課ではやっていませんけれども、きちんとしたルール、こういった計算式とか数値で人を当てはめる人員を出しますよとルール化してあるので。あと、名簿も各局が人を当てはめて、ある投票所では、この人は何回経験しているかということを含めて、全部データで出してもらって、全員が0回ということが無いようにしながらやるようにやっていますけど。まあ、役所全体で、選挙になったらやるんだということかなと思いますね。選挙の前になると市長、副市長に事前に今回の総選挙はこういう態勢で、市長部局にお願いするので、ということ報告して、了承を得て。それから、市長に直接話しして、市長からは定例局長会議で、事務局長から選挙への協力依頼を各局長にしたうえで、市長が最後に選挙事務については、極めて重要なことなので、各区・市でご協力お願いしますと、その一言をきちんと言っています。そのことでだいぶ引き締まると思います、意識として。

形式的な話ではありますけれど、そういう積み上げも大切かなという感じもしております。

ですから、選挙になったら、自分の局は、これだけの投票所をやらなければな

らないんだという当たり前感ですかね、そういった意識があればいいのかなという感じは致しますけれどね。いずれにしても区だけでは絶対に足りませんから。

それから、毎回、ころころと投票所が変わるというよりも、大体この投票所だという当てはめが各局でできていれば、人の育て方も違ってくるのかなと、そんな感じが致しますね。

**事務局** : 研修については、市全体の研修の中に選挙のことを取り入れてもらうことも非常に大事なという風に思っておりました。そういうことで職員の選挙に対する姿勢がだいぶ違ってくるのではないのかな。それから、できれば投票所での仕事の分担についても、まあ、仙台市では防災の避難所運営につきましては、各課割り当て方式で、どこのセクションがどこの避難所と決まっていますけれども、選挙の投票事務については、そういう段階ではございません。これについても直ぐに実現できるか分かりませんが、市長部局に問題提起してみたいと思っておりました。そうすることによって、確かにおっしゃるように、投票所の運営は、かなり地域性といいますか、その会場による特性もありますし、スムーズな設営とか運営が同じところのセクションでやり続けるとそういうメリットもあるのかな。一方デメリットとしては、今は投票所に近い職員が朝早く参集するものですから、参集しやすいということもあるのですが、割り当て制にしてしまうと自分ももっと近い投票所があるのに、遠くに行かなければならないというデメリットもあり、課題はあるのかなと思っております。

**小島委員** : 今、投票所に近い職員という話がありましたけれども、福島市でもそういった議論がありまして、検討委員会の委員長のお考えだとそれを考慮する必要はないのではないかと、それを考慮しすぎるからおかしくなると。現に川崎市においても、全くそれは考慮しないです。ですから、遠い人は前泊すればいいし、そういう形ですね、やるようにして。当然バスの配置だとか、そういうことをしてですね帰れるようにしてやっております。近いところにこだわるとなかなかですね、近い人ばかりではありませんから。では近い人が有利じゃないか、そういう色々なことがあるし、まあ急には改善できないにしてもやっていく必要があるのではないかと感じは致しますけれどね。まあ、色々予算的な側面とか、費用的な側面だとか、色々あると思いますし。

それからもう一つは、投票事務の従事は非常に長時間になりますので、その後、直ぐに開票事務に移行するというのは、基本的にはやってないですね。こちら



もやっていないと思いますけど、連続従事はさせないと思いますね。中心メンバーは仕方ないにしても、その辺はやらなければならないかなと思います。

**吉田委員**：11番の立会人の役割の問題ですが、これは今、投票立会人の確保が難しいという話を聞いたことがあるのですが、そういったことはないですか？

なかなか1日立ち会っていただける人を確保するのが難しいという話を聞いたことがあるのですが。1日立ち会うだけでも大変なのに、その他に色々勉強させられるのは大変だということもあるのかもしれないということで、なかなか現場では大変だと思いますが。ただ、立会人の役割って、そんなに多くはないので、多分2つか3つこれだけはやってくださいということを、そこの理解ですよね。そこをどういう風に、書面でやるのか、口頭でやるのか、投票所毎にばらばらにやらないようにしておく必要があると思います。現状では多分あまりやってはいないのではないのかな、確保するのが精いっぱいなのかなという気もしております。実状がどうなのか？

**事務局**：投票立会人につきましては、担当は管理課になりますけれども、町内会担当の係がございまして、その町内会担当の係から、各町内会長さん宛てに依頼文を出しております。そして、だいたいは埋まっているようでございますが、午前だけ、午後だけ、1日を通しての3パターンがあります。それでも、埋まらないところがあります。段々と役員の高齢化などもございまして。

今、泉区の場合ですと明るい選挙推進協議会の会員が40名おりますので、その会員の名簿を各町内会に配布をしまして、あなたの町内会には明るい選挙推進協議会の会員がおりますので、立会人が不足する場合には、声掛けをしてくださいというアプローチをしております。でも、なかなか高齢の方が多いということもありまして、埋まらないとか。投票所の現場での説明といっても、なかなか仕事の内容を飲み込めなかつたりですとか、説明する投票管理者についても初めて管理者をやるという人が、立会人に、立会人の仕事とはこういうものですよというのを説明するのも、ちょっと厳しいのかなというようなところで

**吉田委員**：だろうと思うんですよね。やっぱり分かり易いペーパーを作って、立会人の皆様へみたいなペーパーを作ってですね、これとこれとこれはよろしくやって下さいというようなことを事前に配布して。当日は朝から非常に忙しいので、朝はそれを手元に持って来てもらって、確認するようなシステムを考えてもらった方がいいのかなと思います。

**小島委員**：ちょっとお伺いしたいんですけど、投票所の構成ですが、投票管理者は民間の方ですか？立会人さんは当然そうですね。それから、庶務係というか事務長みたいな方と投票用紙交付係と名簿対照係の主任クラスは市の職員で、あと残りはアルバイトさんですか？

**事務局**：投票管理者は基本的に市職員の管理職を充ててますが、最近係長職の方も一部あります。基本は管理職を充てることになっています。あとはおっしゃったような体制です。

**小島委員**：投票所の設営というのは、大体その時に管理者だとか立会人さんとかも含めて全員でやるという感じですか？

**事務局**：そうですね、前日に投票管理者をはじめ全員でセッティングいたします。

**小島委員**：セッティングはそうですね、私も経験してますけど、その時に各役割分担を設営した段階で、その場でペーパーでやるという感じにして、その場を使ってやっていますけど。やっぱり細かいこと言ってもしょうがないので、一枚ペラとかそういう程度のもので、各係のしおりみたいなものを作ってやればいいのかなという気がしますけど。

まあ、わたしのところも町内会や自治会にずっとお願いしてまして、ずっと同じ方が出てきたりしておりますので、それなりに仕事の知識は持ち合わせている方が多いので、ある意味は楽なんですけれど、まあ、完全なアルバイトさんですとどこから来るか分からない感じもしますので、なかなか仕事の植え付けが難しいかなという感じがしますけれど。まあ、いずれにせよ仕事はやってもらわなければならないので、正確に。そのためには、あまり細かいことを言っても仕方がないので、先ほど吉田委員がおっしゃったようにポイントを書いたもので説明するというのは大事かなと思います。それで、何かあった時に勝手に判断しないと。必ず少しでもおかしいことがあったら、職員にきちんと手を挙げて、「お願いします」ということをすれば、ミスは大体防げるのかなと思います。

**委員長**：よろしいですか。では、次の4番に行きたいと思います。人員体制の見直しについて説明をお願いします。

**事務局**：資料により説明

**委員長**：はい、ありがとうございます。それではご意見がございましたらお願いします。

**吉田委員**：これでよろしいです。

**委員長**：先ほどと重複しておりますので、恐らく順番は人員体制の方が先で、その後、

研修のような感じがしますけれど、体制があってから、その中の一部の研修になるのです。その組み換えはできると思いますので、検討していただければと思います。

それでは、その他の改善についてお願いします。

**事務局** : **資料により説明**

**委員長** : はい、ありがとうございます。いかがでしょうか？

**小島委員** : 一番最後の辞令交付というのは、非常にね、辞令を貰うことで何となく引き締まる感じがしますよね。事務的には簡素かもしれませんが、ある意味でいい部分もあるのかなと、形式の話ですけれども。まあ、考えられますよね。

国民審査の投票用紙の交付方法は、前回も色々とお話しが出ましたけれど、持ち帰りとか数字の把握をきちんとする観点から、何らかの工夫は必要だと思いますよ。何が投票の秘密との関係でどうなのかなと、今、こうなっている理由はどうなのかということ、もう一回精査して、その上で何か考えられる方法があれば。これは河村委員長が総務省の研究会もありますので、状況に応じて、そういう話はしてもいいのかなと思っています、今月ありますので。

**吉田委員** : その関係は、私の個人的な見解ですけれど、やっぱり第3交付で別々に交付するのは、私は当然だと思っています。

投票としては、衆議院選挙、国民審査というのは別々の投票ですから、別々の交付をして、別々の投票箱に入れるということは、当たり前なこと。

現在のやり方が、イレギュラー、不自然だと思います、原則的に。

なぜ、今のような形になっているのか、前回説明があったのは、第3交付係を設けると投票所記載所に行かないで、そのまま投票箱に入れてしまうと、何も書いていないということが、他から分かれてしまう。その弊害を防ぐためだという説明があったのですが、それは何も第3交付しなくて現状でも立会人なり、他の人が注意深く見ていけば、この人は記載していないということが分かるわけで、そんなに違いはないのだろうと、第3交付を作るか作らないかでは。私はこれを作るの方が、作らない弊害、現状の弊害ですね、これよりも作った方がいいと思っています。ただ、それは全国的な関係もあるので。私は個人的にはそういう風に思っておりますので、その辺を詰めていただきたいと思います。

**委員長** : むしろ仙台市のほうからこのような意見が出てきたと、やっぱりきつく、強く、その、仙台の中で終わる話ではないと思いますので、これを期にきちんと発信

してもらおうというようなことも必要ではないのかなと思います。ですから、この委員会が凄く内向きになってしまうと仙台市だけの改革ですけれども、今、議論してきたと思うのは、選挙全体に掛ってくる問題も検討できているので、そういったところはきちんと分けて発信していただければと思います。いかがですかね？

**事務局** : そうですね、第3交付については投票の秘密の他にも、例えば国民審査というのが、なかなかなじみのない投票なものですから、棄権者数を減らすために、敢えて第2交付で比例と一緒に投票用紙を渡して、できるだけ投票する方に記載いただくような、そういう工夫という一面もあるのかなと推測していたのですけれども。ただ、棄権者の防止よりも投票用紙の管理の面からいうとやはり第3交付を置くメリットというのは、小さくないという風に思っております。私どもの方でもこれまで出た委員の皆様方のご議論を踏まえてですね、なお、議論を尽くして、場合によっては、国にもご意見を伺ってみたいと思っております。

**吉田委員** : 第3交付を設けないで、一緒に投票用紙を配布するという点の色々な理由を言われておりますが。

細かくは申し上げませんが、非常に便宜的な感じがするんですね、投票数を増やすとか、秘密を守るために原則を曲げてしまっているということを私は感じておりますので、非常に便宜的な議論がなされている、そんな印象を受けますけれどね。それは私の個人的な意見ですけれども。

**委員長** : 最後、1点だけですけれども、辞令交付に関してはですね、12日に議会の方で我々行くことになるわけですけれども、対議会に関してもやはりきちんと辞令交付者が選挙管理委員会として出されているんだという点を考えると、やはり議会と選挙管理委員会の関係も逆にうやむやになっていて、議会は議会の方で特別委員会を作り、ここはここで第三者委員会をという形で作っているという側面を感じることもあります。ですから、やはり選挙管理に従事する人は選挙管理委員会委員長から辞令をいただいて、そこに従事する存在なんだというところを明確化するという点でも、職員のやる気もそうですけれども、その役割権限を整理するというのですかね、誰が責任者なのかと整理する上でもいいのかなと思っております。そこの辺りが仙台市の場合は、ちょっとややごちゃごちゃになって議論が進んでいるという印象もありますので、その点から是非ご検討いただければという風に思います。

それでは、一通り終わりましたので、次にその他について進めさせていただきたいと思っております。

その他ですけれども、第4回の再発防止委員会についてなんですが、提言の骨子を議論したいと思います。今日、ほぼある程度の骨組みの部分は見えてきたのですけれども、文書を発する一つ前の段階で一回議論したいということが一つ、あとは前回お話ししましたアンケートをどこかで見させていただいて、職員がどのような考え方をしているのか、1回揉んでもらわないと。その整合性を付ける回として、第4回をやらせていただきたい。そして、最終回として第5回を平成27年4月24日金曜日に第5回を設定させていただきまして、仙台市選挙管理委員会に提言したいと思っております。

何かありましたら？

**事務局** : 是非。1回延ばして、第5回までということで最終回を4月24日。この時にご提言をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**委員長** : よろしいですかね？

**事務局** : ありがとうございます。その他ですが、次回の再発防止委員会は、3月26日木曜日の午後2時から、ここ市役所2階の第4委員会室で開催させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

**委員長** : ありがとうございます。議事については以上ですけれども、何かございますか？

よろしいですか。それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。